

平成 22 年度第 22 回 税制調査会終了後の記者会見録

日 時：平成 22 年 12 月 14 日（火）19 時 51 分～

場 所：合同庁舎第 4 号館 11 階 共用第 1 特別会議室

○記者

今回、最大の焦点だった法人税の減税ということで、ペイ・アズ・ユー・ゴーが守られないという結末に終わったわけですがけれども、副大臣の受け止めをお聞かせ願えますでしょうか。

○五十嵐財務副大臣

何度も申し上げておりますけれども、ペイ・アズ・ユー・ゴーというのは、恒久的な支出、減税に対して恒久的な財源をセットする、見出すということでもあります。ですから、それは、最初から単年度の帳尻合わせということとは別のもので、単年度の数字が合わなければいけないのは当然ですが、それはまた別のことでありまして、税制の世界でペイ・アズ・ユー・ゴーという場合には、それは制度として見合うかどうかということだということ、まず、申し上げておきまして、その上で、先ほど大臣から決着をしたという御連絡を頂いた証券優遇税制も含めて、今、努力を更に続けてきたということで、一定の財源については、積み増しを行ってきました。

ただ、全体では、おっしゃるとおり、残念ながらペイ・アズ・ユー・ゴーの例外として、この法人税についてはなつたということで、これは政権のメッセージとして経済の活性化、そして雇用の確保、また、デフレの克服ということを第一に考えるということでございましたので、その御指示に従ってこれは検討をするということになったわけでございます。そうした指示を踏まえて更に財政当局全体としてどうするかということも考えていかなければならないと思っております。

○記者

ネット減税になるというわけですがけれども、ネット減税というところで、5,000 億円とかいろんな数字が出ていますが、大体幾らくらいと考えればいいのかということと、その穴を何で埋めようと考えていらっしゃるのでしょうか。相続税ですとか、いろいろ言われているんですけれども。

○五十嵐財務副大臣

国税の分野ですと、全体で法人実効税率の 5% 引下げは、1 兆 5,000 億円ということを書いてきたと思いますが、これには当然地方税の部分が入っておりますので、国税の分野は 1 兆 3,500 億円ということでございます。

これであと様々な分野の対応策、経産省からは 6,500 億円弱という財源の提示があったわけですがけれども、それに本日の証券税制が加わるというようなことがあります。更に詳細に見ていかないと、一体それがどのようなものになるのか。プラスのもの、マイナスのもの、相当ありますので、現時点では全体像が必ずしもはっきりしま

せん。今、計数を見直して調べているというところでございます。

○記者

そうすると、例えば1兆5,000億円から6,500億円を引くとか、そういう単純なものでは出ないということですか。

○五十嵐財務副大臣

6,500億円プラス、単純に言って1,300億の証券税制部分が当然計算に入るということとなります。将来的には単年度では入るとのことだと思いますが、来年度については、計算は当然できませんけれども、構造的な部分では入ってくるということでございます。そういう計算もあって、どのようになるのかというのは、今後検討してまいります。

○記者

相続税が入るとか言われていますが、いかがでしょうか。

○五十嵐財務副大臣

相続税等の個別の計算もこれからしていかなければいけないということなので、これも途中で暫定的な措置が入ったり、まだ、正確に計算できないところがございます。

○記者

課税ベースの拡大分の6,500億円、これは経産省に聞いた方がいいのかもしれませんが、それ内訳はどれくらいの額になるのかというのは分かりますでしょうか。

○五十嵐財務副大臣

一応ございます。経産省の試算によるので、まだ、財務省としてオーソライズしたという数字ではございませんが、順序に渡されたものをお読みしますと、特別償却の廃止・縮減で1,000億円、これは別も入ってくるんだと思いますが、経産省関係の準備金の一部廃止で50億円、それから研究開発税制の縮減、これは税額控除の上限を30%から20%にすることで700億円、それから減価償却の見直し、定率法を250%から200%にすることで2,000億円、貸倒引当金の一部廃止、これは非金融大法人に限っておりますが500億円、それから繰越欠損金の使用制限、これは大法人について80%に制限をする。ただし、繰越期間を7年から9年に延長するというものでございますが、これが2,000億円、一般寄附金の損金参入限度額の引下げが100億円、外税控除の見直しで100億円、さらに産活法関係の登免税の縮減で14億円ということで、合計で6,500億円弱でございますが、これもまだ精査が必要な部分があるということです。

○記者

中小企業の軽減税率を更に引き下げるといっていますが、これは18%から15%にということで、これで750億円くらいになるのかと思うのですが、この資料にある三つの租特等の廃止によって、ここの中小の部分でペイ・アズ・ユー・ゴーが成り立っているのかどうかということを確認させていただきたいのですが。

○尾立財務大臣政務官

その点については、私の方から。財源として考えております中小企業等基盤強化税制等の租特の廃止・縮減で、一応 200 億円くらいと試算しておりますので、そういう意味では完全なペイ・アズ・ユー・ゴーは成り立っていないということです。

○記者

雇用促進税制ですけれども、この措置に伴う規模は大体どれくらいになるのでしょうか。

○五十嵐財務副大臣

これがまた難しい話で、経験がないわけで、これと似たような税制もないわけです。ですから、どれだけ使われるかによって変わってくるのだと思います。一応どの程度かというのはあるのですが、今のところ 350 億円程度かと。ただ使われれば更にマイナス幅は広がるということでございます。

○記者

先ほど自見大臣と野田大臣とで証券優遇税制の延長が決まりました。政府税調の中では、この証券優遇税制については、これまでどおりの廃止という方向で議論が基本的には進んでいたかと思うのですが、ここに来て2年延長に至りました。どのような判断でこのようなことになったのかというところを、改めて御説明いただきたいのですが。

○五十嵐財務副大臣

なぜ2年かというのは私もよく承知をしておりますが、金融担当大臣は最初から2、3年の延長を求めていることを言い続けてきたのだとおっしゃっております。3年は余りにも先過ぎて、その間、経済が上向かないというような言いぶりにも取られかねないのではないかという指摘をさせていただきまして、とにかく、すぐに入れるか、せいぜい1年延長程度、システム開発との関係があって、その程度ではないかということをお願いしたわけですが、金融庁の方はどうしても準備に時間がかかるというお話でございましたので、最終的に2年で決着したと理解いたしております。

○記者

これに関連して数字の確認をさせていただきたいのですが、雇用促進は今、350 億円という見込みでしたけれども、環境関連投資促進税制を同様にどの程度見込むかということと、先ほど中小企業の関連で 750 億円という数字が出たのですが、それでいいのかどうかということを改めて確認させてください。

○尾立財務大臣政務官

数字のことですので、私の方から。試算ベースでございますが、中小軽減が 700 億円程度、雇用促進税制で先ほど申し上げました 350 億円程度、環境投資促進税制関連で 250 億円程度、特区関係またアジア拠点で 50 億円程度を見込んでおります。

○記者

確認ですけれども、例えば財務省でこの雇用促進税制によって、雇用効果が年間どの程度かという見込みは立てていらっしゃるのでしょうか。具体的に数字があれば伺いたいと思います。

○尾立財務大臣政務官

これまでの特別調査に基づいて、様々な試算をしたのですけれども、最終的に雇用増にどれだけ結び付くかということは、まだ試算ができておりません。

○記者

先ほど法人税の実質減税の部分の埋め合わせのところで、五十嵐副大臣の方から6500億円プラス1,300億円の考え方を御説明いただいたのですが、ここを整理してもう一度お聞きしたいのですが、今回も来年で廃止と言っていたのに、それを一転して延長したのであれば、3年後に廃止すると言っても、それは担保されていないとも思えるのですが、その部分、1,300億円を将来見込める分と考えていいのかどうかというところを、もう一度御説明いただけますか。

○五十嵐財務副大臣

要するに、大綱にどう書くかということについては、それはきちんと、これは今度こそ本則に戻すということがはっきりするように書かせていただくことになると思います。

○記者

それはもう再延長ということは、次は絶対はないと。

○五十嵐財務副大臣

あり得ないという上に立っての合意と考えております。

○記者

ただ、今回の議論でも、経済は生き物なので、前回、去年と比べてこの1年間の情勢も踏まえて考えるべきだということがあって、多分財務省の皆さんも延長という方に切り替わったと思うのですが、そこで幾ら大綱で縛っても余り担保とは言えないのではないのでしょうか。

○五十嵐財務副大臣

これはやはり大綱の中で、どう表現するかということによりますけれども、私どもとしてはきっちりとそれが読めるように書かせていただくし、これはその意味では金融担当大臣、金融庁としても承服したと思っております。今回のようなことはないということの上での合意と考えております。

○記者

先ほど1兆5,000億円引く6,500億円、つまりざっくり計算すると8,500億円の部分というものは、基本的に税の世界の中で賄えるものなのか。あるいはそこでも少し合わなくて、若干、歳出の部分を調整するという可能性があるのかどうかについて教

えてください。

○五十嵐財務副大臣

ですから、まだどの程度のものになるのか、分かっておりません。今のところ、この数字は合っていないと思いますので、それをどうやってやるか。これは歳出ということになるかもしれませんが、可能性は高いのではないかと思います。省全体としてどういうことになるか。

最低限、とにかく44兆円という国債の新規発行額については重大な国際公約であり、閣議決定をされた重いものがございますから、何が何でも守らなければいけないと思っておりますので、どういう方策があるのかを考えさせていただきたいと思っております。当面のことで言えば、財源があるのかどうかということになりますが、長期的な意味での、先ほど言った構造的な部分でのペイ・アズ・ユー・ゴーは守られていない。そのように考えております。

○記者

法人税関係で、地方税の絡みで、ペイ・アズ・ユー・ゴーの関係とか、幾ら減るとか、金額は分かるでしょうか。

もう一つ、地方交付税が自動的に減る部分もあると思っておりますけれども、その辺りの手立てとかはどうなるのかという部分を教えてください。

○逢坂総務大臣政務官

先ほど国税で五十嵐副大臣が説明したとおり、地方税についてもまだ詳細の額を詰め切れておりません。したがって、現時点ではどの程度というのはお答えできないという状況でございます。

それから、交付税についてですが、まだこれも昨日、総理から5%という指示があって、大至急、作業をするようにということでやっておりますので、どの程度、影響が出るかについては今後の調整になろうかと思っております。

○記者

逢坂政務官に確認をさせていただきたいのですが、経産省は要求段階では法人税率の5%引下げということで、彼らはあえて国税の5%引下げを要求してきたわけですが、結果的にこれは見直しで、地方増収分があるので見合い、プラスマイナスゼロなのかもしれないのですが、結果的に地方税分で一定程度引き受けることになったことについてどのようにお考えか、お聞かせいただけますか。

○逢坂総務大臣政務官

まずは事実から申し上げますと、国税で4.5%、表面税率を下げたことによって、法人住民税の方の表面税率は今回変えない。そして、変えないけれども、国税が下がることによって自動的に法人住民税に跳ね返る部分がございます。それが標準課税ベースで0.73%。東京は超過課税をしておりますので0.87%、実効税率に影響が出るわけでございます。

すなわち、これを足し込むと、実効税率ベースで、東京都の標準課税を超えている超過課税ベースで5.05%。それから、標準課税ベースで4.92%というような結果になりまして、結果的に全体として5%程度というのは保たれていると思います。

その他、地方税で今後どのような影響が出るかという二つ目の御質問ですが、そこを今、精査中でございますので、今後、地財全体の中で調整されていくものと考えています。

○記者

先ほど五十嵐副大臣は、44兆円は重大な閣議決定事項をされたものとおっしゃいましたけれども、財政運営戦略でペイ・アズ・ユー・ゴーも閣議決定されています。これも重大な閣議決定であると思います。

それで昨日、玄葉大臣と野田大臣が3%と5%というものを持っていかれて、どちらかを選べという話になって、何となく見た感じ、野田大臣が、財務省側が完敗したというふうにこちらは受け止めておりますが、今、五十嵐副大臣はその辺りのことをどう受け止めていらっしゃるかをお願いします。

○五十嵐財務副大臣

とにかく、日本の財政に責任を持たなければいけない立場としては、ペイ・アズ・ユー・ゴー原則というものは極めて重要なものであると考えておりまして、これは守るべきであると今でも考えておりますが、政権の意思として、ここはこの例外とするという最高の立場におられる総理の決断でございますから、尊重して、その中で財政の傷をなるべく残さないように努力をするということ以外にないと思っております。

○記者

関連でお伺いしたいのですが、今のペイ・アズ・ユー・ゴー原則については、大綱の中にはどのような方向で書きたいと今の時点で考えていらっしゃるのかを教えてください。

○五十嵐財務副大臣

まだ、正確にその点について詰めているわけではございません。今、協議をしている最中でございますので、今後、四大臣、会長・会長代行とも協議をさせていただきたいと思っております。

○記者

何らかの記述はされる方向と考えていいのでしょうか。それとも、守ることができないことを考えれば書かない方がいいという判断なのか。その辺りはいかがですか。

○五十嵐財務副大臣

それも含めて、それは会長・会長代行と御相談の話であると思います。

○記者

日程感については、16日の閣議決定で変更ないということによろしいでしょうか。かなり原案については片付いてきたという印象を受けていますが。

○五十嵐財務副大臣

昨日と今日で大どころが二つ決着を見ましたので、これは前に申し上げたスケジュールでいきたいということでございます。

○記者

先ほどの数字の確認ですけれども、雇用促進とか環境関連に関しては、これは地方税分も含めた大体の概算というふうに考えていいのでしょうか。

○尾立財務大臣政務官

これは国税ベースです。

○記者

地方税分はまだ特にないのですか。

○逢坂総務大臣政務官

地方税分はまだ精査できておりません。

○記者

逢坂政務官に地方税の分で、たばこ税に代替財源といいますか、穴埋めのためにたばこ税にねらいをつけた理由と、あと、少し細かいんですけれども、たばこ税を今後、平成24年度から利用する際に、これは都道府県と市町村がやり合って決めるのか、それとも、国がこの分を移しなさいというふうに言って決めるのか。地方に丸投げするのか、国が責任を持つのか。その辺りを教えてください。

○逢坂総務大臣政務官

まず、事実から申し上げますと、今回のことによって都道府県と市町村の法人関係税の取り分が少し変わってきますので、それをたばこ税の調整によって穴埋めをしたいということです。

それで現在、まだ額がどの程度になるか分かっておりませんので、精査の上、どんな手法を取るかというのを、今、事務方が検討している最中です。ただ、いずれにしても、その手法を取らざるを得ないのではないかと見ています。額については、まだということです。

[閉会]